

## 令和6年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年3月4日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

8番 森澤 文王
9番 村田 桂子

散会 午後3時00分

(午前10時00分 開会)

**議長（今井 清君）** おはようございます。本日から3月の定例会が始まります。議員各員におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、マスクの着用につきましては、各自にお任せをいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルテレビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部につきましては、蓼科ケーブルテレビジョンで生放送も行いますので、ご承知をお願いします。

ただいまから令和6年第1回立科町議会定例会を開会いたします。

これから本日3月4日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（今井 清君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会員規則125条の規定によって、8番議員、森澤文王君、9番議員、村田桂子君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（今井 清君）** 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

**10番（榎本真弓君）** おはようございます。議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、2月19日、議会運営委員会を開催し、令和6年第1回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日3月4日から3月19日までの16日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（今井 清君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりといたします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井 清君） 日程第3、町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。本日ここに、令和6年第1回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年の冬は、例年に比べ平均気温が高く、温暖化の傾向が続いております。降雪量も少なく心配いたしました。2月以降、二度のまとまった積雪により、スキー場にとっても、水源確保の面からも、ひとまず安堵いたしました。昨年の春は、果樹等が低温凍霜害に見舞われました。今年こそ異常気象による果樹等の凍霜害が起こらないことを切に願っております。

さて、まず初めに、1月1日、最大震度7を記録した能登半島地震について触れさせていただきます。

地震発生から2か月が経過する中、仮設住宅の建設や水道施設の仮設工事等が急ピッチで進められてはおりますが、いまだ1万人以上が避難生活を送り、約2万戸の断水が続いており、一日も早い復旧が進むことを願っております。

立科町では、既に職員の派遣や支援物資を届けるなど、社協の義援金活動と併せ支援を続けているところであります。改めてお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を願うとともに、今後も可能な支援を続けてまいります。

次に、昨年5月に感染症法が5類に移行した以降の動きについて申し上げます。

12月定例会の挨拶でも申し上げましたが、コロナ禍前の諸行事等も順次行われるようになり、経済活動も好転し始め、徐々にではありますが、町全体に活気が戻ってきたように思われます。

なお、年明け以降、増加傾向にあったコロナ感染者数は、現在、減少傾向ではありますが、うがいや手洗い、マスクの着用など、基本的な感染対策は引き続きお願いいたします。

さて、長野県では、2月6日に2024年度の一般会計当初予算案を決定し、少子化・人口減少を緩和するため、3歳未満児の第3子以降の保育料無償化、中学3年生までの通院医療費助成の拡大など子育て支援に重点配分する、また、能登半島地震も踏まえ、木造住宅の耐震改修費用の補助額を引き上げるなど、防災の取組強化を図る予算案が示されました。

国においても政府は、児童手当の対象を高校生の年代まで拡大する、子育て中に受

け取れる育児休業給付も引き上げるなどの子育て対策案が示されました。町では、国、県の動向を注視しながら、町民皆様の福祉向上に資する行政運営に努めてまいります。

私は、1期目後半より重点指針に掲げた「住んでみたい、生み育てたいと思える町づくり」を主要施策事業に据え、出産祝金制度の創設、小・中学校の給食費無償化、保育園の副食費無償化や紙おむつ持ち帰り廃止、小・中学校に入学する児童生徒への通学用かばん支給等、きめ細やかな子育て支援の充実を図りながら、子育て対策を推し進めてまいりました。6年度も引き続き行ってまいります。

しかしながら、人口減少に歯止めがかからず、2期目の最重要課題に人口減少抑制策を据え、居住環境の整備、子育て支援のさらなる充実、町の魅力発信と地域資源を生かした産業振興の3点を重点政策に掲げました。この政策に、自然災害に備えたインフラの整備や施設の耐震化等の推進を加え、令和6年度の予算編成をいたしました。

1点目の居住環境の整備では、町営住宅の建設、移住定住促進、空き家バンク運営業務を民間委託するなど、居住環境整備を加速させます。

2点目の子育て支援のさらなる充実では、母子保健と児童福祉を一体的に相談・支援する機関として、子ども家庭センターを設置し運営してまいります。

また、町では、令和6年4月から、修学意欲が高く、かつ、将来立科町の発展に貢献しようとする意志を持ちながら、経済的理由により就学困難な学生を対象に給付型奨学金（返済不要）を創設し、大学、短期大学、専修学校への進学者及び高等専門学校の4年生進級者を対象に就学支援いたします。

3点目の町の魅力発信と地域資源を生かした産業振興では、蓼科クロスカントリーコース追加と機能強化を目的に改修工事を実施し、実業団や大学の駅伝チーム等に最適な準高地のトレーニングコースとして利用を願い、スポーツを通じた立科町の知名度アップと白樺高原の活性化につなげてまいります。

索道事業では、辺地対策事業等により施設の整備促進を図るとともに、安心、安全で選ばれるスキー場を目指し、施設更新も含めた整備計画を検討してまいります。

また、里の都市農村交流施設につきましては、施設老朽化による改修工事を現在実施中ではありますが、観光情報発信を担う町の玄関口としての役割を果たすべく、必要な工事実施期間を定め、事業促進を図ってまいります。

農業関係では、畜産農家支援を引き続き実施するほか、荒廃地対策とブランド化、ソバ・ラッカセイ等を推し進めるとともに、災害に強い産地づくり事業、収入保険加入への補助の積極的な推進を図ってまいります。

また、自然災害に備えたインフラの整備や既設の耐震化等では、危険木伐採事業補助の継続と防災減災林・危険木伐採業務委託や町道の修繕・改修事業、橋梁の長寿命化修繕工事を実施してまいります。

上下水道事業では、施設の布設替工事及び耐震補強工事を実施し、計画的なインフラの整備促進を図ってまいります。

次に、2期目の公約に掲げた組織の立ち上げと公共施設の整備方針を示すの件について申し上げます。

1件目は、立科町観光振興推進会議であります。

既に昨年12月に、第1回目の会議を開催いたしました。観光地の魅力再構築が必要であり、どういうリゾート地を目指すのか、そのためには開発エリアに係る規制、地域整備計画等のどこに弊害があり、どんな見直しが必要なのかを官民一体の会議において議論いただき、改善点を見出していただけるものと期待をしております。

2件目は、(仮称)立科町地域振興公社の設立であります。

社会福祉型テレワーク事業をはじめ、収益率向上や販売力強化、業務の効率化が見込める事業組織を再構築し、稼げる町をつくるため、令和6年度内に地域振興公社を設立いたします。

3件目は、中央公民館をはじめとするその周辺施設の整備方針を示すであります。

6年度中に整備方針案をお示しし、本格的な検討に入っていきたいと考えております。また、6年度においては、有線放送の代替である「たてしなび」の本格運用及び立科町DX推進による町民皆様の申請手続の簡素化と事務事業の効率化を図ってまいります。権現の湯施設へのバイオマスボイラー導入の可否につきましても、引き続き検討してまいります。

人口減少、少子高齢化の進展、円安や物価高騰等の影響もあり、令和6年度も限られた財源の中で、選択と集中により事業の重点化を徹底し、補助事業の活用や有利な起債事業等を積極的に取り入れながら、持続可能な行政運営に邁進してまいりますので、町民皆様、議会皆様方のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

続いて、令和5年12月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げます。その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

12月27日、消防団年末警戒に併せ特例巡視を行い、各消防団の警戒状況を確認いたしました。

令和6年1月10日、立科町新春賀詞交換会を開催し、議会議長、各種団体等の代表の皆様から新年の挨拶を頂きました。

翌1月11日には、消防出初式において訓示を申し上げ、出初式終了後、全国町村会館へ出向き、長野県町村長会議に出席し、県内58町村長との意見交換を行いました。

1月31日には、令和6年第1回臨時会を招集し、低所得世帯及び低所得の子育て世帯を対象とした給付金事業予算を盛り込んだ令和5年度一般会計補正予算(第9号)ほか、2議案について議決を賜りました。

2月15日には、県町村会第38回定期総会に出席し、令和6年度事業計画及び予算の審議を行い、終了後、持続可能なまちづくりについて、ニセコ町の講演会に出席をい

たしました。

また、1月1日に発生した能登半島地震被災地支援として、チーム長野の枠組みで1月と2月の2回、通算13日間、被災地での安全な業務遂行を願うとともに、激励を行い、職員を派遣いたしました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例13件、補正予算8件、当初予算8件、その他議決案件2件、報告1件です。

初めに、令和6年度当初予算について申し上げます。

令和6年度の重点指針として、昨年度に引き続き、1、住んでみたい、生み育てたいと思える町づくり、2、安心・安全で持続可能な町づくり、3、豊かな資源を活かした町づくり、4、環境にやさしい町づくりの4項目について、継続的な施策展開が重要と捉え、予算編成をいたしました。

令和6年度一般会計予算の総額は、前年度比9.1%、4億5,000万円の増額となる54億1,000万円となり、当初予算総額としては過去最大の規模となりました。

では、概要について申し上げます。

歳入では、町税で前年度比4%、3,400万円の減額を見込みました。町税のうち個人町民税は、定額減税の影響を考慮し、減額分につきましては、地方特例交付金に計上いたしました。主要財源である地方交付税は、地方財政計画などを基に、前年度比3.7%、7,000万円の増を見込み、19億8,000万円を計上いたしました。各種事業を行うために国・県補助金や有利な起債の活用を検討するとともに、不足する歳入については、財政調整基金から3億7,000万円の繰入れを計上いたしました。

続きまして、歳出について、目的別で申し上げます。

総務費では、総務管理費では、第6次となる立科町振興計画策定業務委託料のほか、ふるさと寄附金事業費で寄附金の増額を見込み、記念品代、サイト使用料等、必要経費を計上し、前年度比3,892万3,000円、3.9%の増。

民生費では、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を財源とする低所得世帯及び低所得の子育て世帯に対する寄附金事業費のほか、児童手当制度の改正を見込み、所要額を計上し、3,855万5,000円、3.6%の増となりました。

商工費では、たてしな商品券配布事業を計上したほか、返地対策、観光施設整備事業経費で、蓼科クロスカントリーコースの改修、白樺湖親水公園など3か所の遊歩道整備事業費等の計上により、前年度比6,640万4,000円、17.7%の増となりました。

土木費では、町営住宅建設事業費として4億6,000万円を計上したことから、前年度比4億3,053万3,000円、60.4%の増となりました。

教育費では、前年度比3,770万5,000円、7.2%の減となりましたが、令和6年度は、屋内運動場、テニスコート、青少年交流センターの照明器具LED化工事を計上いた

しました。

また、オレゴン市との姉妹都市提携から50年を迎える節目の年に当たり、各種交流事業経費につきましても計上をいたしました。

また、条例改正に伴い、会計年度任用職員に係る勤勉手当を令和6年度から支給するための人件費につきましても、関係事業費に増額し計上をいたしました。

次に、特別会計、企業会計についてであります。これらの会計は、それぞれの目的を持った会計であり、その目的の達成に向け必要な予算について計上いたしました。

次に、条例等案件について申し上げます。

議案第4号は、女神湖センターにLake Office女神湖を設置し、その管理に必要な事項を定めるため、立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

議案第5号 立科町附属機関設置条例の一部改正と、議案第6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、立科町奨学生選考委員会の追加によるものであります。

議案第7号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正は、自治法の改正に伴う所要の改正であります。

議案第8号は、国保税算定方式の県下統一に向けた所得割額及び資産割額の税率の見直しによる国民健康保険税条例の一部改正であります。

議案第9号 立科町介護保険条例の一部改正は、介護保険法の一部改正に伴う改正及び第9期立科町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定により保険料の改正を行うものであります。

議案第10号から議案第13号までは、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、指定居宅介護支援等の人員、設備、運営等に関する基準及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部改正に伴う所要の改正であります。

議案第14号及び議案第15号は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、立科町給水条例の一部改正及び立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正を行うものであります。

議案第34号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴う所要の改正であります。

続きまして、補正予算案件を申し上げます。

議案第16号から議案第23号までは、令和5年度各会計の補正予算案となりますが、事業費確定見込み及び事業進捗に伴う補正が主なものとなっております。

議案第24号から議案第31号までは、令和6年度各会計の当初予算案ですが、前段で申し上げたとおりでございます。

議案第32号 蓼科・中尾辺地計画の策定について、議案第33号は、町道路線の認定について議決をお願いするものであります。

なお、人事案件であります固定資産評価審査委員及び人権擁護委員の選任同意について、最終日に提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

提案いたしました案件につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第4 議会諸報告

議長（今井 清君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしました議長諸般の報告をもって報告といたします。

次に、今井健児総務経済常任委員長、報告ありますか。

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。では、総務経済常任委員会の報告をいたします。

1月22日、商工会2階会議室において、総務経済常任委員会と商工会理事との懇談会を開催しました。

以上です。

議長（今井 清君） 次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

5番（芝間教男君） 5番、社会文教建設常任委員長の芝間です。特に報告する事項はございません。

議長（今井 清君） これで議会諸報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第1号

議長（今井 清君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、報告をお願いします。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 報告第1号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

裏面は、専決処分書になります。

1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項となっております。この損害賠償額の決定について、2月2日に専決処分を行いましたので、議会に報告を申し上げます。

損害賠償の額は41万1,740円、損害賠償の相手方は記載のとおりです。

事故の概要は、令和3年12月14日、町職員が町有地貸付地にある別荘の屋根に落下



木を確認、白樺の木が雪の重みや風により折れて落下したものと思われ、屋根、サッシを損傷させたものでございます。

報告については、以上でございます。

◎日程第6 議案第4号

**議長（今井 清君）** 日程第6 議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

**産業振興課長（市川 偉君）** 議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

1ページをご覧ください。

女神湖センターに整備したLake Office女神湖を町が直接管理または指定管理により管理を行わせることができるよう、立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例として新たに制定するものでございます。

第1条は趣旨で、この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、Lake Office女神湖の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとし、第2条では、ワーケーションによる観光振興及び企業誘致等を目的として、ワークスペースを提供する施設を設置すると目的及び設置を規定し、第3条では、名称と位置を定めております。

第4条で、施設の開館時間及び休館日は、町長が規則で定めると規定し、第5条は、使用の許可を、第6条では、許可を与えないことができる該当事項を第1号から第4号まで記しております。

第7条は、使用許可の取消し等を、第2項で、前項の規定による処分をした場合において、使用者に損害が生じて、町長はその賠償の責めを負わないものとするを規定しております。

第8条で、施設の利用者は、別表に定める使用料を納めなければならないとし、3ページの別表で、使用料を個人の場合は1時間550円、1日3,300円、団体の場合は3時間貸切り1万3,200円、6時間貸切り2万6,400円、1日貸切り3万9,600円と定めております。

第9条は、使用料の減免、第10条は、使用料の還付を規定しております。

第11条は、地方自治法第240条の2第3項の規定により、指定管理者に施設の管理を行わせることができることとし、第2項から第5項で、指定管理者に管理を行わせる業務及び利用料金の規定について定めております。

第12条は、損害賠償の義務、第13条で、使用者の所有物品等に生じた損害については補償しないものとするを規定しております。

第14条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めると規定し、規則で定めます。

附則で、この条例は令和6年4月1日から施行することとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第7 議案第5号～日程第11 議案第34号

**議長（今井 清君）** 日程第7 議案第5号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第11 議案第34号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第5号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

立科町附属機関設置条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関となる委員会等の設置について条例で規定しているものでございます。

今回、令和6年4月から開始する立科っ子給付型奨学金制度について、奨学生の選考に当たり設置される立科町奨学生選考委員会、こちらを新たに別表に追加するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例につきましては、先ほどの議案第5号の改正に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第1条に規定する報酬の額を示した別表に、

立科町奨学生選考委員会委員を追加し、あわせて、報酬を月額6,800円と定めるもの  
でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い  
申し上げます。

続きまして、議案第7号、立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の  
一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正において、公金事務の私人への  
委託に関する制度の見直しにより、第243条の2から第243条の2の6が新設され、既  
存の条項が繰り下げられていることに伴い、町条例で当該条項を引用している部分に  
ついて所要の改正を行うものでございます。

第1条は、立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、  
第2条は、立科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、  
それぞれ自治法の改正に合わせ、引用先の条項を改めるものでございます。

附則として、この条例の施行日は、自治法の一部を改正する法律の施行日、令和  
6年4月1日とするものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い  
申し上げます。

続きまして、議案第8号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に  
ついて、提案理由の説明を申し上げます。

立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この改正は、国保制度改革に基づき、令和9年度までに資産割を廃止することとし  
た算定方式の県下統一に向けた税率改定に係る改正でございます。

資産割の廃止に向けた改正につきましては、令和4年度は、コロナ禍の影響を鑑み、  
所得割は据え置き、資産割の引下げのみを行い、令和5年度からは、後年度の国保事  
業の安定運営と納付金額の確保を図るため、所得割と併せ見直しを行い、令和6年度  
につきましても、同様に所得割と併せ見直しを行うものでございます。

第3条及び第4条は、医療分となります。第3条所得割で「100分の6.16」を「100  
分の6.94」に、第4条資産割は「100分の14」を「100分の10」に改めます。

第6条及び第7条は、後期高齢者支援金分となります。第6条所得割で「100分の  
1.76」を「100分の1.98」に、第7条資産割は「100分の3.99」を「100分の2.85」に  
改めます。

第8条及び第9条は、介護分となります。第8条所得割で「100分の2.26」を「100

分の2.54」に、第9条資産割は「100分の5.95」を「100分の4.25」に改めるものでございます。

附則として、施行期日は、令和6年4月1日から施行するものとし、適用区分として、第2項で、令和6年度以後の年度分に適用するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

この条例は、消防団員等に係る損害賠償について規定をしております。

損害賠償の額やその内容については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令により規定されており、具体的な俸給月額等は、給与法を参考に定められております。

この給与法の一部改正に伴い、当該政令で定める非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害賠償に係る補償基礎額の一部を改正する政令が令和6年2月9日に公布され、4月1日から施行されることから、本条例に定める補償基準額の改正を併せて行うものでございます。

第5条第2項第2号中、消防作業従事者等の補償基準額を9,100円に改めます。また、同条同項第1号中、非常勤消防団員等に係る規定において、別表で各階級に係る勤務年数ごとの補償基礎額を定めており、それぞれ政令で定める額に改めるものでございます。

附則として、施行期日は令和6年4月1日からとし、経過措置として、施行日前に支給すべき事由の生じた期間に係る傷病補償年金等については、改正前の例によるものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第9号～日程第16 議案第13号

**議長（今井 清君）** 日程第12 議案第9号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第16 議案第13号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第9号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

改正の内容につきましては、裏面をご覧ください。

今般の改正は、第9期介護保険事業計画に基づく令和6年度から令和8年度の介護保険料の改正でございます。これまでの給付実績と今後の給付見込みから、保険料の基準月額を6,400円、年額7万6,800円とするものです。第8期基準月額6,950円から550円の減額、およそ8%の減とする案です。

また、介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者の標準段階が現行9区分から改正後13区分に多段階化されたことに伴う改正も併せまして、各段階の乗率を掛け合わせ、第2条第1項各号においてそれぞれ額を改めるものです。

第2項から第4項も保険料基準額の変更に伴い、低所得の第1号被保険者が該当する第1段階から第3段階の区分ごとに法で示された保険料軽減率に合わせて、それぞれの額を改めるものです。

第4条第3項では、生活保護を必要とする状態となった場合などに保険料を月割算定することについて定めているものですが、標準段階が多段階化されたことについて、該当部分を改正するものです。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

改正の内容につきましては、議案書をご覧ください。

最初に申し上げたいと思いますが、この議案第10号から議案第13号までの4案件につきましては、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業計画第9期に向けて省令で定められている介護サービス基準が改正されることに伴う改正が主なものでございます。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度大きな見直しが行われます。省令で定める基準を基に条例で定める基準が事業者に適用されることとなっており、省令が改正された際には、それに合わせた条例改正が必要となります。

また、今回は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の改正も行われたため、これに係る改正もしようとするものです。いずれも内容に町独自のものはございません。

施行日は、いずれも令和6年4月1日です。

では、議案第10号の概要ですけれども、この条例では、訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービス、短期入所系サービスの6つのサービスがあり、改正項目としては、議案第10号から議案第13号までの共通項目として、書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直しの4つの項目がございます。

このほか、議案第10号では、町内にある居住系サービスにおいて、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、介護現場の生産性の向上の改正がございます。その他所要の文言や条項の修正となります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

改正の内容につきましては、議案書をご覧ください。

この条例では、通所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、短期入所系サービスといった4つのサービスがあり、改正項目としては、議案第10号から議案第13号までの共通項目として、書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直しの4つの項目のほか、議案第11号では、先ほどの議案第10号と同じ項目ですが、町内にある居住系サービスにおいて、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、介護現場の生産性の向上の改正がございます。その他所要の文言や条項の修正などとなります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第12号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

改正の内容につきましては、議案書をご覧ください。

議案第12号につきましては、サービス類型として介護予防支援があり、改正項目としては、共通項目である書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直しの4つの項目のほか、議案第12号では、介護予防支援の円滑な実施の改正、その他所要の文言や条項の修正などとなります。

説明は以上になりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第13号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

改正の内容につきましては、議案書をご覧ください。

この条例では、サービス類型として居宅介護支援があり、改正項目としては、共通項目である書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直しの4つの項目のほか、議案第13号では、公正中立性の確保のための取組の見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の改正があり、その他所要の文言や条項の修正などとなります。

説明は以上になりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第14号～日程第18 議案第15号

**議長（今井 清君）** 日程第17 議案第14号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定について及び日程第18 議案第15号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第14号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、厚生労働省が所管している水道整備管理行政について、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に移管することになりましたので、所要の改正を行うものです。

立科町給水条例第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第15号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準については、水道法において、政令で定める基準を参酌して条例で定めることになっており、当町においても平成24年に条例を制定しております。

今回の条例改正は、政令で定める基準の全てを当町の基準とするためのものです。

条例の内容といたしましては、条例の趣旨として、第1条、この条例は、水道法第12条及び第19条第3項の規定により、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び該当工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとします。

布設工事監督者を配置する工事、第2条、水道法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督を行うべき水道布設工事は、水道法第3条第10項に定める工事とする。これは、水道施設の新設または政令で定めるその増設もしくは改造の工事とします。

布設工事監督者の資格、第3条、水道法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令第5条に定める資格とします。この施行令第5条



には、大学などの学卒区分等と水道技術や工事の実務経験年数が定められております。

水道技術管理者の資格、第4条、水道法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、水道法施行令第7条に定める資格とします。この施行令第7条には、布設工事監督者と同じく、大学などの学卒区分等と水道技術や工事の実務経験年数が定められております。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第16号

**議長（今井 清君）** 日程第19 議案第16号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第16号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,653万7,000円を追加し、予算の総額を62億5,836万2,000円とするものです。

第2条繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条地方債の補正は、「第3表 地方債補正」によります。

本日提出。立科町長。

2 ページから5 ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

6 ページをお願いいたします。

6 ページは、第2表、繰越明許費補正です。これは、本年度に予算化してある事業について、事業の進捗状況により翌年度に繰り越して執行するため、事業費の限度額を定めるものでございます。

2 款総務費では、1 項総務管理費で、蓼科樽ヶ沢温泉長期揚湯試験委託事業及びホテルグランビュー蓼科（従業員寮ほか）解体撤去工事を、3 項戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度システム整備費等補助事業で、一部本補正予算の計上分を含む2 件のシステム改修委託費でございます。

3 款民生費は、2 項児童福祉費で、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査委託事業を、4 款衛生費は、2 項清掃費で、塵芥収集車更新事業でございます。

5 款農林水産業費では、1 項農業費、担い手確保・経営強化支援事業は、国の事業採択を受けて本補正予算に新たに計上するものであり、3 月の交付決定を待っての事

業執行となるため繰り越すものでございます。

都市農村交流施設整備改修事業は、本補正予算の計上分を含む設計管理等業務委託料、工事請負費、備品購入費でございます。

2項林業費、森林整備事業は、町営住宅建設用材の一部とする町有林皆伐の業務委託事業となります。

3項防災重点農業用ため池耐震評価事業は、県費補助金の交付決定が3月となるため繰り越すものでございます。

7款土木費では、2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業は、部材の納期に時間を要するための設計管理等業務委託料及び工事請負費となります。

4項住宅費、町営住宅建設事業は、建設スケジュールに合わせ建設用材に係る業務委託料、設計管理業務、用地買収費を繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。7ページは、3表、地方債補正です。

1、追加の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業は、橋梁長寿命化修繕事業について、国庫補助金の確定により、補助裏に起債を活用するものでございます。限度額290万円、起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は4%以内とし、ただし書きがございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとし、ただし書きがございます。

2、変更は、事業費の確定及び見込みにより、過疎対策事業で200万円の増額、公共事業等では300万円の減額、緊急防災・減災事業では250万円を減額し、それぞれ限度額の変更をいたします。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

8ページ及び9ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

10ページをお願いいたします。歳入の主な補正内容について説明いたします。

1款町税1項町民税では、実績見込みにより法人町民税を500万円減額し、3項軽自動車税、4項たばこ税及び5項入湯税は、収入見込みによりそれぞれ増額補正となります。

10款地方特例交付金は、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、交付決定により80万円の増額、11款地方交付税は、普通交付税で、国の補正予算において、歳出の追加に伴う地方負担及び給与改定に伴う経費負担の増加、また、令和6年度、7年度における臨時財政対策債の元利償還金の財源措置等追加交付により、3,548万3,000円の増額となります。

14款使用料及び手数料は、実績及び実績見込みによる補正でございます。

12ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で、国民健康保険基盤安定負担金は交付決定によるもの、介護保険料低所得者軽減負担金は実績により、それぞれ増額補正でございます。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記等に係る戸籍附票システム改修分として、292万6,000の増額補正でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、低所得世帯等への交付金の実績により922万円の減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、追加交付分として782万3,000円、低所得世帯等給付金の実績により872万4,000円の減額で、合計90万1,000円の減額補正となります。

5 目土木費国庫補助金は、交付決定及び橋梁長寿命化修繕工事設計業務に係る補助金の増額でございます。

16 款県支出金につきましても、実績による事業費確定見込みによる補正でございます。

14 ページをお願いします。

2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金のうち、009 担い手確保・経営強化支援事業補助金772万7,000円の増額は、国の支援対策事業の採択により、農業用機械施設等の導入を行う助成対象者に対する補助金が県を通じて町に交付されるため、歳入と同額に歳出を計上するものでございます。

3 項委託金は、県議会議員選挙及び指定統計調査の実績による補正でございます。

17 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入は、特別賃貸料実績により1,442万9,000円増額し、2 目利子及び配当金は、基金の積立利子となります。

2 項財産売払収入の増額1,132万5,000円は、西塩沢三葉団地の5区画売却に伴うものでございます。

16 ページをお願いいたします。

18 款寄附金 1 項 2 目消防費寄附金は、消防施設整備費寄附金の確定によるものでございます。

19 款繰入金 2 項基金繰入金で、1 目財政調整基金から1,000万円、8 目減債基金から7,000万円、合計8,000万円を繰り入れ、繰上償還の財源とするものでございます。

21 款諸収入 3 項財産区繰入金は、芦田財産区議会議員選挙の執行実績に伴う減額、4 項雑入では、実績見込みによるものでございます。

22 款町債は、それぞれ事業費の確定及び見込みによる借入額の補正でございます。

19 ページをお願いいたします。19 ページからは、歳出になります。

2 款総務費は、1 項 1 目一般管理費で、会計年度任用職員に係る共済費等見込みにより増額したほか、佐久広域連合負担金の減額でございます。

また、職員旅費及び一般職給与の時間外勤務の勤務手当の増額につきましては、令和6年能登半島地震災害に係る職員派遣に伴い増額をするものでございます。

3 目財産管理費では、別荘等貸付地管理経費で、権利関係登記抹消承諾に伴う返還金を実績見込みにより90万円増額し、基金管理経費では、追加交付となった普通交付

税の額のうち、臨時財政対策債償還分について減債基金に1,242万3,000円を積み立てるほか、20ページのその他目的基金の積立金では、利子積立金の補正と合わせ、公共施設等整備基金に1億円を積み立てるものでございます。

21ページ、5目企画費は、各事業経費において、実績による減額補正であります。地域おこし協力隊経費は、隊員2名分について採用とならなかったための減額が主なものでございます。

続いて、8目情報化推進費では、入札差金による減額のほか、実績による減額が主なものでございます。

9目ふるさと寄附金事業費では、委託料は、入札差金による減額、補助金は、地域課題解決事業支援補助金で実績がなかったための皆減であります。

24ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費では、電算委託料を292万6,000円増額し、住民基本台帳法等の一部改正に基づく戸籍附票システムの改修を行うものでございます。

4項選挙費は、今年度執行されました町長・町議会議員選挙、県議会議員選挙及び芦田財産区議会議員選挙の執行経費について、それぞれ実績により減額補正いたします。

27ページをお願いします。

7項コミュニティ費は、実績に伴う人件費及び光熱水費の減額が主なものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の繰出金で、基盤安定繰入金金の交付決定に伴い、248万4,000円の減額補正となります。

28ページをお願いします。

3目福祉医療費では、実績見込みにより扶助費を250万円増額し、5目臨時特別支援助業費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業で、実績見込みにより3万円の給付金を263人分789万円を減額し、長野県価格高騰特別対策支援金では、実績見込みにより2万円の補助金を90人分180万円減額補正するものでございます。

29ページ、2項児童福祉費では、2目子育て支援費で、出産祝金及び出産・子育て応援給付金を実績見込みによりそれぞれ減額補正いたします。

3目保育所費の国庫負担金等精算還付金11万6,000円の増額は、令和4年度分の子育てのための施設利用給付交付金の精算によるものでございます。

30ページをお願いします。

3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費では、人件費のほか、後期高齢者医療広域連合に対する負担金の確定のほか、後期高齢者医療介護保険特別会計への繰出金を見込みにより減額するものでございます。

2目高齢者福祉事業費では、居宅介護支援事業経費の扶助費は、家庭介護者慰労金を本年度は25名の方への支援実績により162万円を減額し、敬老の日事業経費の扶助

費では、敬老祝金を米寿48名、白寿4名、100歳4名の方への支給実績により50万円を減額いたしました。

31ページ、高齢者共同住宅事業経費では、共同住宅あんしんの管理宿日直及び入居者食材費の増額に伴う業務委託料の増額補正でございます。

4款衛生費1項保健衛生費は、佐久広域連合負担金のほか、各種検診の実績によりそれぞれ減額し、3目母子保健費の国庫負担金等精算還付金は、令和4年度の母子保健医療対策総合支援事業に係るものでございます。

4目環境衛生費では、猫繁殖制限手術費補助金を実績見込みにより30万円増額補正するものでございます。

32ページをお願いします。

5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、事業実績により減額するものでございます。

2項清掃費1目ごみ処理費の備品購入費の減額は、じんかい収集車購入に係る入札差金でございます。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の補助金では、実績により果樹凍霜害支援事業で700万円の減額、飼料価格高騰支援事業で508万円の減額補正のほか、担い手確保・経営強化支援事業で、国の採択を受けた2農業事業者に対する補助金を県補助金と同額の772万7,000円を増額し、合計で435万3,000円の減額補正とするものでございます。

5目都市農村交流費では、都市農村交流施設の改修工事に伴い、造作家具等の製作及び設置工事で652万1,000円の増額、レストラン及びツアーデスク用のテーブル・椅子の購入費として107万3,000円を増額補正するものでございます。

8目多面的機能支払費では、交付金配分額に応じた減額、34ページの9目農業再生事業費の補助金は、交付決定による増額補正でございます。

2項林業費2目林業振興費の補助金は、まきストーブ購入費の補助金であり、実績により増額補正するものでございます。

3項土地改良費1目土地改良事業費では、県営かんがい排水事業で、立科幹線地区事業の2分の1が次年度事業となったため、負担金を307万2,000円減額補正するものであります。

6款商工費1項2目商工振興費の補助金の減額は、利子補給金の実績によるものであります。

3目地域交通対策費では、たてしな定額タクシーチケット販売事業で、利用者増加に伴い、負担金を250万円増額補正するものであります。

36ページをお願いします。

2項観光費では、3目観光施設費の機械借上料は、実績がなく皆減し、4目牧場管理費の減額は、実績によるものでございます。

7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費では、除雪等委託料及び凍結防止剤購入費を実績見込みにより増額補正するものであります。

5目国庫補助道路整備事業費では、橋梁長寿命化修繕工事の詳細設計業務について、国の補正予算による追加及び今年度事業の増工分で901万3,000円の増額補正でございます。

38ページをお願いします。

5項下水道費では、川西保健衛生施設組合負担金及び下水道事業会計補助金を、事業見込みによりそれぞれ減額補正いたします。

8款消防費は、1項2目常備消防費では、佐久広域連合負担金の減額補正でございます。

40ページをお願いします。

9款教育費1項教育総務費では、蓼科高校通学車両運行補助金で、運行経費の増及び運賃収入の減により250万円を増額するものでございます。

41ページ、11款公債費では、平成30年度立科小・中学校空調設備設置事業の財源として、平成31年度に学校教育施設等整備事業債を一部充てておりますが、令和元年台風災害の復旧事業等を最優先として一般財源を確保するため、交付税措置のない借入れを行ったものであり、災害復旧事業等国庫補助等の精算が完了したため、今後の財政運営を見通し、繰上償還をするための元金償還金として8,609万4,000円を計上いたしました。

予備費は、6,102万7,000円を増額し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

42ページ以降は、給与費明細書になりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第17号～日程第22 議案第19号

**議長（今井 清君）** 日程第20 議案第17号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第22 議案第19号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第17号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度立科町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,075万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,952万7,000円とする。

本日提出、立科町長。

2ページは、第1表、歳入歳出予算補正、3ページは、歳入歳出予算事項別明歳出の総括になります。

4ページをご覧ください。

歳入について、3款県支出金は、保険給付費の支払い実績の推移から、実績見込みにより4,100万円の減額です。

4款財産収入は、基金積立金利子の配分確定による増額です。

5款1項1目一般会計繰入金は、主に保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

5款2項1目基金繰入金は、調整により増額です。

5ページ、8款国庫支出金は、システム整備に係る補助金の交付決定に伴う増額です。

6ページから歳出となります。

1款総務費は、次期国保情報集約システム更新のため、電算委託料の増額です。

2款保険給付費は、これまでの支払い実績の推移から、実績見込みにより計上をしております。

1項1目保険給付費は、3,000万円の減額、3項療養費は、100万円の減、7ページ、2項1目高額療養費は、1,000万円の減です。

5款基金積立金は、基金積立金利子の配分確定による増額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和5年度立科町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,104万6,000円とする。

本日提出、立科町長。

2ページは、第1表、歳入歳出予算補正、3ページは、事項別明細書の総括になります。

4ページをご覧ください。

歳入について、1款保険料は、実績見込みによりまして、計233万8,000円の増額です。

3 款繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額です。

5 ページ、歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、実績見込みによりまして増額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第19号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,291万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,558万8,000円とする。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第1表、歳入歳出予算補正、3 ページも同じくになります。

4 ページは、事項別明細書の総括になります。

5 ページをご覧ください。

歳入ですが、4 款2 項国庫補助金は、実績による補正です。各種交付金の合計補正額は、1,983万7,000円の減額です。

5 款支払基金交付金は、介護給付費の実績見込みに伴い、4,832万3,000円の減額です。

6 ページ、6 款県支出金も同様に、介護給付費等の実績見込みに伴う減額です。

7 款財産収入は、基金利子の確定に伴う増額、8 款繰入金、10 款諸収入は、共に実績に伴う減額です。

8 ページから歳出になりますが、1 款総務費は、実績見込みに伴う減額、2 款1 項介護サービス給付費は、実績見込みに伴い1 億1,700万円の減額、以降、2 款保険給付費3 項地域支援事業費は、実績見込みに伴う減額です。

2 款2 項介護予防サービス給付費は180万円の減、4 項高額介護サービス費は800万円の減、5 項特定入所者介護サービス費は1,400万円の減、11ページから12ページ、3 款1 項包括的支援事業・任意事業費は291万8,000円の減、13ページ、3 款3 項一般介護予防事業費は30万円の減、4 款基金積立金は、基金利子収入の確定による増、6 款予備費は、調整により5,212万5,000円の増ですが、これの翌年度への繰越し分の大部分は、例年、国・県支払基金などへの精算金で支出されるものと見込んでおります。全体といたしまして、当初の見込みより給付費などが伸びなかったことにより減額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。



◎日程第23 議案第20号

議長（今井 清君） 日程第23 議案第20号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

産業振興課長（市川 偉君） 議案第20号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ263万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,243万6,000円とするものでございます。

繰越明許の補正は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

地方債の補正は、「第3表 地方債補正」によります。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3 ページは、第2表、繰越明許費補正です。本年度に予算化しております1款1項索道事業費、索道施設整備事業1,480万6,000円を翌年度へ繰越しするものでございます。

4 ページは、第3表、地方債補正です。辺地対策事業の実績により、限度額を1億6,670万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

5 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

6 ページは、歳入になります。

2款繰越金は、前年度繰越金の確定により323万1,000円の増額補正でございます。

4款町債は、辺地対策事業の実績により60万円減額するものでございます。

7 ページは、歳出になります。

1款1項索道事業費1目リフト事業費の増額は、圧雪車購入の契約差金により備品購入費を62万7,000円減額し、負担金では、町民シーズン券の差額補填分として80万円を計上いたしました。

歳入歳出の差額245万8,000円は、3款予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第24 議案第21号～日程第26 議案第23号

議長（今井 清君） 日程第24 議案第21号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第26 議案第23号 令和5年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第21号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ545万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,141万7,000円とするものです。本日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

歳入では、それぞれ決算見込みにより、2款使用料及び手数料1目下水道使用料を97万円の増額、3款財産収入1目利子及び配当を5万円の減額、4項繰入金1目基金繰入金を654万8,000円の皆減といたします。

5款繰越金1目繰越金について、額の確定により1,108万7,000円の増額といたします。

5 ページをご覧ください。

歳出では、1款衛生費1目下水道管理費について、14節工事請負費は、額の確定により3万3,000円の減額、そのほかはそれぞれ決算見込みにより、24節積立金580万円の増額、26節公課費30万8,000円の減額とし、合計545万9,000円の増額といたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第2款水道事業費用、第1項営業費用について46万9,000円増額し、3億62万6,000円とし、第4項予備費を46万9,000円減額し778万6,000円といたします。

2 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億390万6,000円」を「1億723万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費について333万3,000円増額し、5,502万円といたします。

本日提出、立科町長。

3ページをご覧ください。

収益的支出ですが、それぞれ決算見込みにより、2款水道事業費用1項営業費用について、1目原水及び浄水費では、26節負担金を150万円の増額といたします。

2目配水及び給水費では、11節燃料費を3万円の増額といたします。

5目減価償却費では、1節有形固定資産減価償却費を106万1,000円の減額といたします。

4項予備費では、46万9,000円の減額です。

資本的支出ですが、4款資本的支出1項建設改良費2目配水施設改良費では、1節工事請負費を、古和清水水源導水管布設替及び水管橋架設工事の増工により333万3,000円の増額といたします。

4ページは、令和5年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 令和5年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度立科町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益、第1項営業収益について400万円増額し1億5,867万5,000円とし、第2項営業外収益について1,556万4,000円減額し2億7,915万9,000円といたします。

支出では、第2款下水道事業費用、第1項営業費用について1,192万5,000円減額し3億9,962万2,000円とし、第2項営業外費用について11万円増額し3,624万7,000円とし、第3項特別損失について、25万1,000円増額し46万5,000円といたします。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「735万8,000円」を「187万4,000円」に、過年度分損益勘上留保資金「735万8,000円」を「187万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第3款資本的収入、第1項企業債について90万円減額し9,640万円とし、第5項補助金について530万7,000円減額し3億1,443万8,000円とし、第6項負担金等について419万8,000円増額し600万円といたします。

支出では、第4款資本的支出、第1項建設改良費について749万3,000円減額し2億

1,187万4,000円といたします。

債務負担行為、第4条、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項及び限度額を、「立科浄化管理センター耐震補強工事」について、来年度予算で耐震補強工事に係る電気設備工事の表記を明確化するため「立科浄化管理センター電気設備工事」とし、工事費見込みにより限度額を200万円増額し2億5,770万円といたします。

他会計からの補助金、第5条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「2億6,820万2,000円」を「2億4,751万4,000円」に改めます。

本日提出、立科町長。

3ページをご覧ください。

収益的収入ですが、それぞれ決算見込みにより、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料を400万円の増額、2項営業外収益2目負担金等を109万5,000円の減額、3目他会計補助金で一般会計補助金1,648万9,000円の減額、6目長期前受金戻入益を202万円の増額といたします。

収益的支出ですが、2款下水道事業費用1項営業費用について、1目管渠費では、それぞれ決算見込みにより、14節委託料を252万8,000円の減額、15節手数料を57万6,000円の減額、4ページをご覧ください。21節動力費を36万5,000円の減額、25節工事請負費を645万9,000円の減額とし、合計992万8,000円の減額といたします。

3目処理場費では、それぞれ決算見込みにより、14節委託料を94万1,000円の減額、15節手数料を22万円の減額、21節動力費を337万5,000円の減額とし、合計453万6,000円の減額といたします。

4目流域下水道費では、決算見込みにより102万9,000円の減額といたします。

6目総係費では、決算見込みにより、6節旅費を10万8,000円の減額、18節委託料を47万7,000円の減額、27節研修費を8万円の減額とし、合計66万5,000円の減額といたします。

9目減価償却費では、決算見込みにより、合計で423万3,000円の増額といたします。

2項営業外費用について、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、決算見込みにより11万円の増額といたします。

3項特別損失について、4目過年度損益修正損では、決算見込みにより25万1,000円の増額といたします。

5ページをご覧ください。

収益的収入ですが、3款収益的収入1項企業債1目建設改良企業債では、決算見込みにより90万円の減額といたします。

5項補助金1目国庫補助金では、決算見込みにより110万8,000円の減額といたします。

3目他会計補助金では、決算見込みにより419万9,000円の減額といたします。

6 項負担金等 2 目分担金では、決算見込みにより 419 万 8,000 円の増額といたします。資本的収入ですが、4 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目管路建設改良費では、決算見込みにより、14 節委託料を 90 万 7,000 円の減額、25 節工事請負費を 495 万円の減額とし、合計 585 万 7,000 円の減額といたします。

3 目処理場建設改良費では、決算見込みにより、25 節工事請負費を 163 万 6,000 円の減額といたします。

6 ページは、令和 5 年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書になっております。

7 ページは、債務負担行為に関する調書になっておりますので、ご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後 1 時 30 分からです。休憩に入ります。

（午前 11 時 54 分 休憩）

（午後 1 時 30 分 再開）

**議長（今井 清君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 27 議案第 24 号

**議長（今井 清君）** 日程第 27 議案第 24 号 令和 6 年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第 24 号 令和 6 年度立科町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度立科町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54 億 1,000 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第5条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

本日提出、立科町長。

2ページから8ページまでは、第1表、款項の歳入歳出予算の本年度予算額及び前年度予算額との比較でございます。

まず、歳入で、地方財政計画では、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税総額は2,000億円の減、地方税は、個人住民税の定額減税の影響により0.3%減とされています。

立科町では、令和6年度予算を編成するに当たり、町税では、法人町民税の均等割における標準税率の導入をはじめ、固定資産税の評価替えや過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除の影響等により、税収が地方財政計画どおりには推移しないと考慮し4%減で見込み、一方で、地方交付税は、過疎法の適用に伴う固定資産税減免分や公債費償還分の措置等を考慮し3.7%増、臨時財政対策債は、地方財政計画どおり大幅な減とし、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税総額を3.1%増と見込みました。

予算規模は、過去最高額となった前年度の49億6,000万円を4億5,000万円上回っており、これは、移住定住の促進を目的とした町営住宅建設事業費をはじめ、国の制度改正等による会計年度任用職員の人件費の増加、脱炭素化の推進に対応する公共施設の照明器具LED化の経費等の計上の影響しているものでございます。

国県支出金の積極的な活用をはじめ、町債を活用しながら予算編成に当たりましたが、3億7,000万円の予算不足が生じ、基金の取崩しに頼らざるを得ない状況となりました。

歳出では、令和6年度予算編成の重点指針に基づく主要施策の推進と併せ、長期的な財政展望に立ち、主に国の施策と歩調を合わせた継続事業等の全てにおいて、事業の必要性、将来的な効果等を検証しつつ、前年度比9.1%増の過去最高となる54億1,000万円の本年度予算額となりました。

9ページをお願いいたします。9ページは、第2表、債務負担行為です。

債務負担行為は、翌年度以降の支出を伴う行為を行うため、町勢要覧作成業務委託のほか、地方公共団体情報システムの標準化・共通に係る事業で2事業それぞれ事項ごとに定め、あらかじめ期間、限度額を定めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページは、第3表、地方債です。

起債の目的、限度額を順に申し上げます。臨時財政対策債3,000万円、辺地対策事業8,060万円、過疎対策事業5億3,600万円、公共事業等610万円、緊急自然災害防止対策事業7,140万円、合計7億2,410万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

11ページから13ページまでは、歳入歳出予算事項別明細書です。

14ページをお願いいたします。

歳入となります。

1 款町税 1 項町民税は、個人町民税で、定額減税による減額分を見込んだことから前年度比7.9%減、法人町民税では、均等割額の標準税率への影響を含め前年度比23.8%の減、町民税合計2億7,836万円を計上いたしました。

2 項固定資産税は、前年度比2.3%減、4億2,967万3,000円を計上いたしました。

3 項軽自動車税は、前年度比3%増、3,610万円、4 項町たばこ税は、前年度比5%増、4,200万円、5 項入湯税は、前年度比14.3%増、3,200万円をそれぞれ前年度実績見込みにより計上をいたしました。

16ページをお願いします。

16ページの2 款地方譲与税から19ページ、12 款交通安全対策特別交付金までは、実績見込みで計上いたしました。

なお、18ページ、10 款地方特例交付金では、個人住民税の低額減税により生じる減収分の補填分として、1,800万円を計上いたしました。

13 款分担金及び負担金は、1 項 1 目民生費負担金で、入所保育園児の見込みによる児童福祉費負担金のほか、高齢者福祉費負担金は、北佐久郡老人福祉施設組合佐久良荘定員11名分の負担金の計上でございます。

20ページ中段から22ページまで、14 款使用料及び手数料は、前年度実績により計上したほか、21ページ、4 目観光使用料では、新たに女神湖センターLake Officeに係る使用料を計上いたしました。

22ページから23ページにかけて、15 款 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定負担金、障害者支援事業負担金の障害福祉サービス等を計上したほか、児童手当負担金では、支給対象者の拡充による児童手当制度の改正を見込み、増額計上いたしました。

2 項国庫補助金は、1 目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、低所得世帯等への交付金及び商品券配布事業の財源として3,000万円を計上するものでございます。

24ページをお願いします。

3項委託金は、前年度並みの計上となります。

25ページ、16款県支出金1項県負担金は、障害者支援事業負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定負担金が主なものであります。

また、児童手当負担金は、国庫と同様、支給対象者の拡充を見込んで計上いたしました。

26ページをお願いします。

2項県補助金は、各種事業の実施に伴う補助金となります。

28ページをお願いします。

3項委託金は、前年度施行の選挙委託金が皆減、指定統計調査委託金が前年度比増額となっております。

17款財産収入1項財産運用収入は、1目財産貸付収入で前年度並みに計上をし、2目利子及び配当金は、運用により前年度比31.2%増、1,097万9,000円を計上いたしました。

2項財産売払収入1目不動産売払収入の土地売払収入は、西塩沢三葉団地残り3区画分を見込み計上いたしました。

30ページをお願いします。

18款寄附金につきましては、1目総務費寄附金で、ふるさと寄附金を前年度実績を勘案し、84.3%増の1億2,000円を計上したほか、教育費寄附金では、立科っ子奨学寄附金を計上いたしました。

19款繰入金は、2項基金繰入金で、財政調整基金からの繰入金を3億7,000万円計上いたしました。今年度の予算編成に当たり、国県補助金や有利な起債の活用等により財源の確保に努めた上で、町営住宅建設事業等大型事業の実施に伴い、前年度より9,500万円増額し計上をいたしました。

その他の繰入金は、基金設置目的事業への財源とするものでございます。

32ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度と同額を計上いたしました。

21款諸収入は、前年度並みの計上ですが、34ページの4節農林水産業費雑入では、新たに、かわぐち・たてしなの森整備費負担金として300万円を計上いたしました。

35ページ、22款町債1目臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源として、前年度より1,000万円減の3,000万円、2目総務債の過疎対策事業債は、地域情報通信設備更新事業で1,090万円、情報配信サービスプラットフォーム事業で2,430万円、ふるさと交流館外壁長寿命化工事で2,190万円、計5,710万円、辺地対策事業債は、地域情報通信設備更新事業で、白樺高原総合観光センター分770万円、合計6,480万円です。

3目民生債の過疎対策事業債は、児童館エアコン増設等工事で1,000万円、出産祝



金事業で880万円、人権センター照明LED化工事で360万円、合計2,240万円、4目農林水産業債の公共事業等債は、県営かんがい排水事業で610万円、5目商工債の辺地対策事業債は、観光施設に係る改修整備事業で5,080万円、6目土木債の1節道路橋梁債で、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び辺地対策事業債は、橋梁長寿命化修繕事業、道路修繕改良事業等で合計1億5,800万円、2節住宅債は、過疎対策事業債で、町営住宅建設事業3億5,750万円です。

7目教育債の過疎対策事業債は、小学校教職員トイレ改修工事で910万円、青少年交流センターの照明器具LED化工事で70万円、屋内運動場及びテニスコートの照明器具LED化工事で2,470万円、合計3,450万円です。それぞれ各種事業に係る起債の借入れを計上したことにより、前年度比1億9,930万円増額の7億2,410万円となります。

37ページからは、歳出になります。

1款議会費は、議会運営経費で、前年度比16万6,000円の増額で計上いたしました。38ページから57ページまでは、2款総務費1項総務管理費です。

1目一般管理費は、前年度比3,586万9,000円増額の3億7,583万8,000円となります。一般管理経費は、経常的な経費が主なものであり、会計年度任用職員を含む職員給与費の増額が主な要因となります。

43ページをお願いします。

3目財産管理費では、前年度比1,578万5,000円の増額、8,347万2,000円の計上でございます。

財産管理経費で、44ページをお願いします。中段の公共施設個別施設計画改訂業務委託の増額及び46ページの基金管理経費で、今年度創設された立科っ子奨学基金への積立金1,000万円の増額が主な要因でございます。

47ページ、4目交通安全対策費では、前年度比30万円の増額、これは、カーブミラー修繕料の増及び自転車用ヘルメット購入費補助金の計上によるものでございます。

48ページをお願いします。

5目企画費では、前年度比993万8,000円の減額、1億2,157万8,000円を計上いたしました。企画一般経費では、令和7年度から10年間の基本構想及び前期基本計画の策定のため、第6次振興計画策定支援業務委託料を計上し、広報経費では、町勢要覧の作成業務委託料の計上、50ページにあります移住・定住推進経費では、新たに移住定住促進・空き家バンク運営業務委託料を計上し、移住促進に関する体制強化を図るものでございます。

51ページの地域おこし協力隊経費では、今年度途中で任期満了を迎える3名及び新規募集2名を加えた計9名分を見込み、事業関係経費を計上いたしました。

53ページをお願いします。

6目諸費は、主に法人町民税の過年度還付を見込み、前年度比100万円の増額計上

でございます。

54ページをお願いします。

8目情報化推進費は、主に、たてしなび導入に伴う経費の減額により、前年度比1,067万9,000円の減額となる1億3,374万8,000円の計上であります。

地域情報経費では、たてしなびの回線通信料2,016万9,000円のほか、運用保守料として422万4,000円を計上しております。

56ページをお願いします。

9目ふるさと寄附金事業費は、ふるさと寄附金の増額を見込み、記念品代で3,500万円、ふるさと寄附金ポータルサイト使用料を1,175万円計上し、前年度比2,286万5,000円の増額となる5,856万1,000円を計上いたしました。

57ページ、10目地理空間情報活用推進費は、経常経費の計上であり、57ページ下段から60ページの2項懲税費では、懲税賦課徴収等に係る経常経費であり、58ページの2目賦課徴収費、賦課徴収経費では、電算委託料で、前年度計上の森林環境税システム及び評価替えシステム改修等の減により、前年度比228万2,000円の減額でございます。

60ページをお願いします。

60ページ下段から62ページまでは、3項戸籍住民基本台帳費です。電算システムに係る経費が主なものでありますが、令和5年10月の組織改編による職員体制の変更により、人件費分が減額となっております。

62ページをお願いします。

62ページ下段から63ページは、4項選挙費となります。今年度予定されている選挙がないため、前年度比それぞれ減額となります。

63ページ下段から64ページにかけて、5項統計調査費では、令和6年度に調査基準日を迎える全国家計構造調査及び農林業センサスに係る経費の計上により、前年度比314万4,000円の増額となります。

64ページ、6項監査委員費は、前年並みの計上となります。

65ページから69ページは、7項コミュニティ費です。

コミュニティ施設管理運営費として、温泉館及びふるさと交流館の管理運営経費でございます。

65ページの権現の湯事業経費では、今年7月に予定されている新紙幣発行に伴う券売機等の対応を保守委託料に計上したほか、隔年で実施している源泉水中ポンプの入替工事の減額、電気料では、前年度の実績見込みを勘案し減額したため、事業経費の総額では減額となります。

続いて、68ページから69ページをお願いします。

ふるさと交流館管理経費では、建物の外壁長寿命化改修工事実施に係る工事請負費及び設計管理委託料の計上により、コミュニティ費総額では、前年度比1,702万1,000

円の増額となりました。

69ページ中段からは、3款民生費です。

1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費、社会福祉一般経費は経常経費、70ページの社会福祉協議会関係経費は、社会福祉協議会に対する事業費及び人件費等の補助金、71ページ、老人福祉センター管理経費は、老人福祉センターの施設管理に必要な経常経費となっております。

72ページの2目障害者福祉費は、障害者支援費の扶助費等で前年度比2.4%、534万5,000円の増額を見込み計上いたしました。

74ページをお願いします。

3目福祉医療費及び4目国民年金費は、前年度並みの計上でございます。

75ページ、5目臨時特別支援事業費は、前年度補正予算において対応の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする住民税均等割のみ課税世帯給付事業に係る今年度分の申請分として、1世帯10万円の支給を55世帯分見込み計上いたしました。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費で、児童福祉関係経費では、今年度、支給対象者の拡充による児童手当制度の改正を見込み、児童手当を9,188万円計上し、低所得子育て世帯給付事業経費は、先ほどの臨時交付金事業と同様、前年度に引き続き今年度分の申請分として、子ども1人当たり5万円の給付を76人分見込み計上いたしました。

76ページをお願いします。

2目子育て支援費では、児童館事業経費で、児童館の運営及び事業に係る経費を計上したほか、施設のエアコンを増設及び入替えに係る経費として、工事請負費及び設計管理等委託料を1,829万6,000円計上し、子育て支援事業経費では、78ページで、令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う支援事業委託料502万7,000円を計上いたしました。

また、出産祝金は、第1子を8人、第2子目を13人、第3子目以降を9人分見込み、880万円計上いたしました。

あわせて、出産・子育て応援給付金として、出産応援金を30人分、子育て応援金を30人分見込み、300万円計上いたしました。

78ページ下段から82ページまで、3目保育所費は、81ページの工事請負費で、園庭の増設工事及び給食室のエアコン設置工事費を計上したほか、職員体制等による人件費の増額が主なものでございます。

82ページをお願いします。

3項高齢者福祉費は、1目高齢者福祉総務費、高齢者福祉一般経費で、83ページの扶助費は、養護老人ホーム佐久良荘入所者11名分の措置費の計上でございます。

後期高齢者医療経費及び介護保険経費は、それぞれ特別会計への繰出金を計上いたしました。

84ページから86ページまで、2目高齢者福祉事業費は、前年度並みの計上でございます。敬老の日事業経費では、扶助費、敬老祝金で、今年度、米寿40人、白寿11人、100歳5人の該当者を見込んで計上いたしました。

86ページをお願いします。

3目高齢者施設費は、高齢者生きがいセンター及び健康支援センター女神に係る経常経費となります。

88ページから89ページの4項人権政策推進費では、人権センター運営経費で、人権センターの照明器具LED化363万円を計上いたしました。

90ページ、お願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費では、主に職員体制による会計年度任用職員を含む人権費の影響により、前年度比1,099万7,000円の増額であります。

91ページ、地域医療対策事業経費で、負担金で、新たに佐久地域平日夜間急病診療センター分として27万2,000円を計上いたしました。これは、令和6年4月から一般内科・小児科を対象とした初期救急診療を行うセンターが浅間総合病院内で再開されることに伴うものでございます。

92ページをお願いします。

2目予防費では、成人老人保健事業経費及び予防接種事業経費を、93ページ、3目母子保健費では、母子保健事業経費で、主に健診等の経費を今年度対象者見込みにより計上をしております。

94ページをお願いします。

4目環境衛生費では、動物愛護管理推進事業経費で、猫繁殖制限手術費補助金を前年度の実績見込みから100万円を計上し、備品購入費において猫捕獲器を購入し、事業推進を図るものでございます。

96ページをお願いします。

2項清掃費1目ごみ処理費は、前年度比517万9,000円の増額であり、会計年度任用職員の人件費の増のほか、97ページ、業務委託料で、今年度改定となる一般廃棄物処理基本計画の策定で200万円の計上、また、一部事務組合に対する負担金の増額が主な要因でございます。

98ページをお願いします。

2目し尿処理費は、一部事務組合の負担金の計上、3目合併処理浄化槽整備事業費では、補助金を2件分見込み計上いたしました。

99ページ、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、経常経費であり、100ページの2目農業総務費では、前年度比290万4,000円の増額で、主に会計年度任用職員を含む人件費の増でございます。

3目農業振興費では、前年度比150万9,000円の減額であります。農業振興経費業務委託料で、102ページの新たに鹿捕獲用檻罠遠隔操作・自動捕獲システム導入費で

150万円を計上したほか、補助金では、農業振興公社補助金で、落花生焙煎機購入費用を追加し計上をいたしました。

103ページの4目畜産振興費は、補助金で、104ページ上段の畜産農家支援対策補助金について、佐久広域屠畜場の閉鎖後、3年間は広域連合と立科町で搬出・運送経費の補助を行ってまいりましたが、今年度以降は、広域としての補助が終了したことに伴い、町単で補助を継続していくための予算を計上いたしました。

5目都市農村交流費では、交流促進センター、クラインガルテン、道の駅の管理運営等に係る経費を計上いたしました。

105ページ、クラインガルテン経費では、工事請負費で、近年の猛暑対策として15棟へのエアコン設置費196万4,000円を計上いたしました。

106ページをお願いします。

6目中山間地域振興費は、23協定集落の直接支払交付金となります。

7目森林公園管理費は、前年度比208万4,000円の増額であります。これは、管理棟へのエアコン設置及び厨房換気扇等設置工事費の計上によるものでございます。

8目多面的機能支払費は、9活動組織に対する農地維持・資源向上等活動交付金となります。

106ページ、9目農業再生事業費では、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金の計上となります。

2項林業費1目林業総務費は、経常経費であり、108ページの2目林業振興費は、松くい防除対策事業経費で、松林健全化推進事業で120立米、保全松林緊急保護整備事業で500立米を計画し、2,701万9,000円を計上いたしました。

109ページ、3目森林造成事業費は、信州の森林づくり事業で、計画に基づき前年度比3,126万6,000円減額の1,750万9,000円を計上いたしました。

4目林道維持費は、修繕料で、林道5路線分を計画するものでございます。

5目森林環境譲与税活用事業費は、令和2年度から8年計画で実施をしている森林経営管理制度に係る意識調査業務委託料の計上のほか、新たに林地台帳管理システム、デジタルコンパスシステム等を導入し、管理環境を整備するため321万2,000円を計上いたしました。

110ページをお願いします。

3項土地改良費は、1目土地改良事業費で、前年度比418万円の減額となります。これは、前年度計上の防災重点農業用ため池緊急整備事業の皆減によるものでございます。

業務委託料では、新たに頭首工台帳整備で110万円を計上いたしました。

また、工事請負費の農業水路等長寿命化・防災減災事業、畑地灌水施設更新事業は、3年計画の2年目となり、660万円の計上でございます。

111ページ、6款商工費1項商工費1目商工総務費は、経常経費で3,657万3,000円

を計上いたしました。前年度比669万4,000の増額は、人件費によるものでございます。  
112ページをお願いします。

2目商工振興費は、前年度比2,523万5,000円の増額で、1億3,404万5,000円を計上いたしました。増額の要因は、補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、たてしな商品券配布事業2,500万円の計上によるものでございます。全町民に対して商品券を配布し、地域経済の消費喚起を図るものでございます。

3目地域交通対策費は、主に中仙道線運行及び定額タクシーチケット販売事業の負担金増で、前年度比375万6,000円の増額で7,244万2,000円を計上いたしました。

114ページをお願いします。

2項観光費1目観光総務費は、5,095万4,000円を計上いたしました。前年度比4,629万1,000円の増額は、主に115ページ、索道事業会計経費で、特別会計への繰出金の計上によるものでございます。繰出金には、起債の償還に伴う交付税措置額として、一般会計に収入となる索道事業分を含めて繰り出すものでございます。

2目観光振興費は、前年度並みの計上でございます。

116ページをお願いします。

3目観光施設費は、前年度比1,365万5,000円の減となる1億1,275万2,000円を計上いたしました。

観光施設管理経費は、観光施設の管理運営に係る経費が主なものでありまして、118ページをお願いします。工事請負費では、女神湖体育館周辺等の遊具の撤去工事費を計上し、辺地対策観光施設整備事業経費では、前年度に引き続き、女神湖湿地帯遊歩道、御泉水自然園遊歩道及び白樺湖親水公園遊歩道更新工事のほか、御泉水自然園展望トイレ建屋外壁塗装工事268万4,000円、蓼科クロスカントリーコース改修工事2,000万円、野外音楽ホール照明器具LED化工事308万円をそれぞれ計画し、辺地対策事業債を活用するものでございます。

4目蓼科牧場費は、主に経常経費で、458万7,000円を計上いたしました。

120ページをお願いします。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、経常経費で3,989万6,000円を計上いたしました。

122ページをお願いします。

2項道路橋梁費1目道路維持費は、前年度比1,399万8,000円増の1億5,342万4,000円を計上いたしました。主に町道の舗装、側溝等修繕工事の増によるもので、緊急自然災害防止対策事業債を活用して箱畳線等12路線、過疎対策事業施設を活用して白樺湖大門峠線等2路線を計画するものでございます。

2目道路新設改良舗装費は、前年度比626万8,000円の増額で、2,693万2,000円を計上いたしました。今年度、過疎対策事業施設を活用して、町道外倉峠線の一部拡幅工事を計画するものでございます。

3目交通安全施設整備費は、前年度比400万円の増額で1,020万円を計上し、外側線・防護柵設置工事費で、町道夕陽の丘公園線ほか、センターライン等設置をする計画でございます。

4目国県道改良費は、前年度同様の計上でございます。

5目国庫補助道路整備事業費は、前年度比2,026万1,000円減額の1億1,965万7,000円を計上いたしました。前年度同様、橋梁長寿命化修繕工事を計画するものであり、国庫補助金及び過疎対策事業債を活用し実施するものでございます。

124ページ、お願いします。

3項河川費では、河川の修繕工事費等の減額で242万円を計上いたしました。

4項住宅費1目住宅管理費は、町営住宅維持管理に要する経常経費で1,056万3,000円を計上し、2目住宅安全対策費では、空き家対策事業経費で空き家等解体補助金を創設し、前年度比205万5,000円の増となる319万8,000円を計上いたしました。

126ページをお願いします。

3目町営住宅建設事業費は、監理業務委託で1,000万円、工事請負費は造成工事費を含み4億5,000万円、合計4億6,000万円を計上いたしました。財源は、過疎対策事業債を3億5,750万円のほか、財政調整基金からの繰入れを含む一般財源を充てるものでございます。

5項下水道費は、川西保健衛生施設組合負担金7,780万1,000円のほか、下水道事業会計への補助金として2億3,938万7,000円、前年度比3,352万2,000円の減額となる3億1,720万8,000円を計上いたしました。

8款消防費1項1目非常備消防費は、前年度比138万円減額の4,153万円を計上いたしました。主に、消防団員数の減少見込みによる報酬及び退職報償掛金の減額によるものでございます。

128ページをお願いします。

2目常備消防費は、佐久広域連合負担金で、前年度比742万6,000円増額の1億530万2,000円の計上でございます。

3目消防施設費は、各分団からの要望等を精査し、前年度比252万4,000円増額の1,288万2,000円の計上でございます。

4目防災費は、前年度比5,701万6,000円の減額で、1,521万8,000円を計上いたしました。前年度施工の役場庁舎非常用発電設備工事の減額が主な要因でございます。

131ページをお願いします。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は、経常経費です。

2目事務局費では、前年度比2,942万5,000円増額の1億7,162万2,000円を計上いたしました。増額の要因は、会計年度任用職員を含む職員人件費の増額のほか、132ページの教育振興経費では、133ページ下段の使用料で、小・中学校タブレット端末支援ソフトライセンスの更新経費を計上しております。

また、134ページの補助金では、蓼科高校通学車両運行補助金を増額計上し、135ページの立科町立科っ子奨学基金事業経費で、今年度創設された給付型奨学金給付金を504万円計上した影響でございます。

136ページをお願いします。

2項小学校費1目学校管理費は、前年度比1,058万3,000円の増額となる6,053万2,000円の計上でございます。

137ページ、下段の小学校教育振興経費の消耗品費において、小学校教科書改訂による教師用指導書の購入費を計上いたしました。

138ページ、お願いします。

2目学校施設費では、前年度比1,815万5,000円の増額、1,666万1,000円を計上いたしました。工事請負費で、今年度、教職員用トイレの洋式化等改修工事を計画するのでございます。前年度実施の照明器具のLED化工事により減額となったものでございます。

3目学校給食費は、前年度並みの計上でございます。

140ページをお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費では、前年度比865万6,000円増額の5,559万8,000円を計上いたしました。中学校管理経費で、会計年度任用職員の人件費の増額のほか、141ページの修繕料では、校内インターホン、エレベーターなどの修繕を予定し、計上をいたしました。

142ページをお願いします。

2目学校施設費は、前年度実施の照明器具LED化工事の減により、前年度比2,323万7,000円の減額、1,005万8,000円を計上いたしました。

3目学校給食費では、職員配置による職員人件費の組替えのほか、144ページの備品購入費では、給食用炊飯器更新経費を計上し、2,769万円を計上いたしました。

4項社会教育費1目社会教育総務費では、145ページの姉妹都市委員会への負担金650万円を計上いたしました。1974年、オレゴン市との姉妹都市提携から今年で50年を迎えるに当たり、オレゴン市への訪問、中学生派遣事業をはじめ、両市町での交流事業を行うための負担金の計上により、前年度比633万3,000円の増額、761万6,000円を計上いたしました。

2目公民館費は、前年度並みの計上でございます。

147ページをお願いします。

3目青少年育成費では、工事請負費で青少年交流センター照明器具LED化工事を計上し、前年度比132万8,000円増額の552万2,000円を計上いたしました。

148ページをお願いします。

4目人権教育費は、149ページの男女共同参画事業経費で、男女共同参画長期プランの更新に要する委託料を計上し、前年度比193万1,000円増額の579万5,000円を計上



いたしました。

5目文化財保護費は、前年度と同様の計上で、150ページの委託料では、旧民俗資料館展示物等の保存及び展示計画を立てるための整理業務は2年目となります。

6目放課後子ども教室推進事業費についても、前年度と同様の計上でございます。

151ページ、5項1目社会体育費は、前年度同様の計上であり、152ページの2目体育施設費では、前年度比6,224万8,000円の減額、4,000万9,000円の計上でございます。前年度は、体育センター心かよう館、多目的グラウンドの照明器具LED化を行いました。今年度は、屋内運動場、テニスコートの照明器具のLED化工事及び権現山運動公園駐車場の区画線の引き直し工事を計画するものでございます。

6項施設管理費は、各施設の状況に応じ、管理運営に要する経費を計上しております。

1目中央公民館管理費では、154ページの工事請負費で、大会議室のエアコンの故障による修繕工事500万5,000円を計上し、155ページ、3目権現の杜公園管理費では、風の子広場に設置している木造ピクニックベンチの更新工事で161万5,000円を計上いたしました。

156ページ、10款災害復旧費は、災害時の応急的な復旧事業に要する経費を計上しております。

157ページ、11款公債費は、令和5年度末までの借入に係る元利償還金の元金及び利子を計上しております。

12款予備費は、2,000万円を計上いたしました。

158ページから166ページまでは、給与費の明細書を添付しております。

167ページは債務負担行為に関する調書、168ページは地方債に関する調書、169ページには予算の目的別グラフを添付しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** ここで暫時休憩といたします。再開は2時35分からです。休憩に入ります。

（午後2時24分 休憩）

（午後2時35分 再開）

**議長（今井 清君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、齊藤総務課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** 先ほど議案第24号の提案説明の中で、122ページの土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の説明の中で、白樺湖大門峠線と2路線を計画するところで、

過疎対策事業債を活用してというものを説明させていただきましたけれども、正式には辺地対策事業債の誤りでございますのでお詫びし、ここで訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。先ほど発言を誤ってしまいましたのでよろしくお願いたします。

以上です。

◎日程第28 議案第25号～日程第30 議案第27号

**議長（今井 清君）** 日程第28 議案第25号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計予算から、日程第30 議案第27号 令和6年度立科町介護保険特別会計予算についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第25号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和6年度立科町国民健康保険特別会計予算は歳入歳出予算の総額を8億2,060万8,000円とするものであり、前年度比4,886万6,000円減額する内容となっております。本日提出、立科町長でございます。

2 ページから4 ページは第1表、歳入歳出予算、5 ページ、6 ページは事項別明細書の総括となっております。

7 ページをご覧ください。

歳入でございますが、1 款国民健康保険税は、資産割率を前年度比29%引き下げることに合わせまして他の税率の調整を図る中で、物価高騰などの影響を鑑み被保険者の負担の増大を一定程度抑えつつ、今後の財政安定を図る観点から、所得割の税率について前年度比13%の引き上げに留めることといたしました。

これに被保険者見込み等から、一般被保険者国民健康保険税は1億3,110万円、退職被保険者等国民健康保険税は資格者がおりませんが、遡及適用の可能性等を考慮して6,000円計上しております。

国民健康保険税全体で、前年度比900万円増となる1億3,110万6,000円を計上しております。

8 ページ、3 款県支出金2 項県補助金の保険給付費等交付金のうち普通交付金では、出産育児一時金、葬祭費及び電算処理手数料を除く歳出予算、2 款の保険給付費に対し、県が納付金を財源に普通交付金として同額を交付するもので、5億9,800万円を計上しました。

同じく保険給付費等交付金のうち特別交付金では、1,526万円を計上しております。

主なものは市町村個々での保健事業等のインセンティブに対し、保険者努力支援分として交付されるもの、特定健診に係る事業費の国県負担分として交付されるものとなっております。

9ページをご覧ください。

5款繰入金1項他会計繰入金では、6,004万9,000円を見込んでおります。

主な内容は、国保会計で実施する保健事業経費や保険税軽減分に係る保険基盤安定事業分等の繰入れでございます。

2項基金繰入金につきましては、歳出における保健事業費納付金の推計から基金から1,396万円を繰り入れるものであり、これにより令和6年度末基金残高は約6,200万円となる見込みです。

6款繰越金200万円は前年並みを見込んでおります。

10ページ、7款諸収入では、不当利得等の返還金等を雑入で計上しております。

続いて、12ページからは歳出となります。

1款総務費1項総務管理費は、国保事業に係る経常的な経費となり、476万4,000円を計上しております。各種電算処理の手数料やレセプト点検委託料、電算基幹系共同化システム負担金などが主な内容となります。

2項徴税費は賦課、徴収に係る経常的な経費であります。主なものとして、本算定賦課処理料等の電算委託料を計上しております。

13ページ、下段から、2款の保険給付費につきましては、前年度の実績見込みなどから算出しております。

1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費では、前年比3,200万円減の5億2,000万円を計上しております。

14ページ、3目一般被保険者療養費は360万円を計上しています。

2目退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費は、該当がなくなったため皆減です。

5目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への審査等に係る手数料として212万4,000円を計上いたしました。

15ページにかけて、2項高額療養費につきましては、これまでの実績見込みなどから、1目一般被保険者高額療養費では7,200万円を計上、3目一般被保険者高額介護合算療養費は25万円を計上、2目退職被保険者等高額療養費及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、退職療養給付費等と同様に皆減です。

16ページ、4項出産育児処費では5件分250万円、5項葬祭費は20件分100万円、17ページ、傷病手当金は国の制度に基づき計上していましたが、これが終了したため皆減となりました。

2款全体では、前年度比4,945万円減の6億152万6,000円を計上しております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、県への納付金制度により医療費水準や被

保険者数等を鑑み、その納付金額は県から示されている額となります。

1 項医療給付費分として1億1,700万円、2 項後期高齢者支援金分等で5,300万円、18ページ、3 項介護給付費分として1,900万円であり、納付金では前年度比268万3,000円減となる1億8,900万円となります。

4 款保健事業費は前年比287万4,000円増の2,050万8,000円を計上しました。

このうち1 項特定健康診査等事業費では、特定健診及び保健指導を推進するため1,700万4,000円を計上しており、主なものは、会計年度任用職員の報酬等と特定健診及び国保ヘルスアップ事業などの委託料となります。

19ページ、2 款保健事業費は被保険者の健康保持増進のための経費となります。350万4,000円を計上しており、主なものは人間ドック補助金300万円などとなります。

20ページ、6 款諸支出金は、保険税還付金のほか過年度における納付金の精算分を返還金として計上しました。

22ページ以降は給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号 令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本会計は県の広域連合が試算した保険料を徴収する会計となっております。

保険料率は医療給付金等を推計して2年ごとに見直しがされ、令和6年度はこの見直しの年に当たります。見直しがされた内容としましては、均等割合額が3,458円増の4万4,365円、所得割率が1.02%増の9.45%、賦課限度額が14万円増の80万円となっております。

ただし、令和6年度に限り所得割率及び賦課限度額には激変緩和措置が設けられません。激変緩和措置の内容は、所得割率では基礎控除後の総所得金額等が58万円未満の者では8.56%となります。賦課限度額では、昭和24年3月31日以前に生まれた者等において73万円となります。

それでは、1 ページからご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億709万円とするものであり、前年度比1,623万円、17.9%の増額となっております。

本日提出、立科町長。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算、4 ページは事項別明歳書の総括となります。

5 ページをご覧ください。歳入になります。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、広域連合の試算により、1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料、合計で7,912万円と見込みました。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金は、保険証送付や保険料徴収に係

る事務的経費、2目保険基盤安定繰入金は所得に応じた保険料の軽減分に係るものとして、一般会計からの繰入金を合計2,789万3,000円見込みました。

6ページ、4款繰越金は7万2,000円を計上しました。

5款諸収入は雑入などを計上しております。

次に8ページ、歳出であります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、42万5,000円を計上しました。こちらは保険証等郵送料、電算基幹系共同システム負担金などの経常的な事務経費が主となります。

2項徴収費は徴収経費として、納入通知書等消耗費、郵送料等経常的な事務経費となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から納付されました保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を県の広域連合に納付するもので、前年比1,631万6,000円増の1億623万円です。

3款諸支出金は、所得更正などに係る保険料の還付金として7万円を計上しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 令和6年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を9億9,700万円とするものであり、前年度比793万5,000円、0.8%の減とする予算であります。

本日提出、立科町長。

令和6年度の予算編成につきましては、令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画に基づきまして介護保険料を改正しております。基準月額を6,400円、第8期6,950円から550円減額して算定をしております。あわせて、標準段階もこれまでの9段階から13段階となっており、これを反映させております。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算、6ページ、7ページは事項別明細書の総括です。

8ページをご覧ください。歳入になります。

1項保険料は、先ほど申し上げましたとおり基準月額6,400円、標準段階13段階で算定をしております。前年度比680万5,000円減の1億8,766万4,000円を計上いたしました。

9ページ、4款1項国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費見込み額に対し、国の負担割合に基づき1億6,327万7,000円を計上しました。

4款2項国庫補助金1目調整交付金では、介護給付費見込み総額に対する国の負担割合に基づき6,103万8,000円を計上し、2目では総合事業分の介護予防事業交付金を、3目では総合事業以外の地域支援事業分として包括的支援事業、任意事業交付金を、

それぞれ国の負担割合に基づき計上いたしました。

10ページになります。

5 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に、介護給付費見込み総額に対する負担割合に基づき 2 億5,083万1,000円を、2 目地域支援事業交付金では、介護予防事業、総合事業に対する経費に対する負担割合に基づき904万5,000円を計上いたしました。

6 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、2 目総合事業分の地域支援事業交付金及び3 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても、県の負担割合に基づき合計で 1 億4,666万1,000円を計上しました。

11ページ、8 款繰入金 1 項一般会計繰入金のうち 1 目介護給付費繰入金、4 目総合事業分の地域支援事業交付金、5 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても負担割合に基づき計上し、2 目その他一般会計繰入金は、介護給付費以外に関わる事務的な経費に係る繰入金を、3 目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険条例第 2 条第 2 項に規定する第 1 段階は252人、第 2 段階は273人、第 3 段階は288人の低所得者軽減分を見込み、一般会計繰入金合計では 1 億4,162万7,000円を計上しました。

12ページをご覧ください。

2 項基金繰入金では、現時点で 1 億円程度保有しておりますが、令和 6 年度では 1,800万円余の繰入れを計上いたしました。

9 款繰越金では、前年度繰越金として200万円を見込みました。

13ページ、10 款諸収入 3 項地域支援事業利用者負担金として、配食サービス等各種サービスに係る利用者負担金を177万9,000円計上しました。

続きまして、14ページから歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費は介護保険の事務的経費であり、用紙や封筒などの消耗品及び電算基幹系共同化システム負担金などのほか、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修電算委託料などを計上しております。

2 項徴収費は保険料徴収に係る経費であり、通知などの郵送料等が主となります。

15ページ、3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費は、佐久広域連合介護認定審査会への負担金、2 目認定調査費は認定調査に係る経費であり、11 節役務費の手数料として、主治医見書作成料などが主なものです。

4 項地域包括支援センター費は、センター業務に係る電算基幹系共同化システム負担金などが主なものです。

16ページ、2 款保険給付費 1 項介護サービス給付費では、居宅介護、特例居宅介護、施設介護、特例施設介護等各サービス給付費及び居宅介護サービス計画費等で、国民健康保険団体連合会への負担金として 8 億3,972万3,000円を計上し、補助金280万円は、居宅介護福祉用具購入費補助金として80万円、住宅改修費として200万円を計上いたしました。

17ページ、2項介護予防サービス給付費では、要支援者に対する各種居宅予防サービス給付費及びサービス計画費で、国民健康保険団体連合会への負担金として1,230万6,000円を、補助金260万円のうち福祉用具購入費補助金として60万円、住宅改修費として200万円を計上いたしました。

3項その他諸費は介護給付費に係る審査支払手数料で、前年度と同額を計上しました。

18ページ、4項高額介護サービス費では、これまでの実績により2,300万円を見込みました。

19ページ、5項特定入所者介護サービス費では、主に施設入所されている低所得者に対する食費、居住費に係る補足給付費として、前年度同額の4,510万2,000円を計上しました。

20ページ、6項高額医療合算介護サービス費は、医療と介護の自己負担額の合計が算定基準額を超過した場合に、医療、介護それぞれ安分により支給されるもので、264万円を計上しました。

21ページ、3項地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費では、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに携わる職員1名の人件費が主なものです。

2目任意事業費では、成年後見人制度に係る7節報償費及び12節業務委託料では配食サービス事業が主なものになります。

3目在宅医療介護連携推進事業費は、小諸北佐久の医師会と連携し、医療機関、事業者をつなぐ在宅医療介護連携システムの運営に係る負担金として91万8,000円を計上しました。

22ページ、4目、生活支援体制整備事業費では、地域支援づくり推進会議の運営経費のほか、生活支援コーディネーターに係る業務委託料が主なものであり、合計で464万8,000円を計上しました。

5目認知症総合支援事業費は、認知症サポーター等の要請に関する経費及び認知症初期集中支援チームに係る経費であります。

23ページ、2項介護予防生活支援サービス事業費では、12設委託料で各種サービスB及びサービスCに係るものを84万8,000円、18節負担金で、総合事業の現行相当サービス及び各種サービスAに係る国保連合会への負担金を、これまでの実績などから3,120万円見込みました。

24ページ、3項一般介護予防事業費は、主に健康サポーター要請講座、各種介護予防教室等に係る講師謝金、健康教室等運営委託料及び介護予防ポイント事業などの経費計136万3,000円を計上しました。

25ページ、5款諸支出金は保険料還付金等です。

26ページ以降は給与費明細表となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

なお、この後、3時10分より、議会代表編集委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集願います。ご苦労さまでした。

（午後3時00分 散会）